

## 審査の結果の要旨

論文提出者氏名 木山幸輔

### 人権の哲学：自然本性的構想及び二元的理論の擁護とその含意

本論文は、グローバル正義論で重視される人権について、それを正当化する根拠の哲学的検討を行うことを目的とするものである。本論文は10章で構成されており、前半部(1-5章)では人権の根拠として人権の「政治的構想」と「自然本性的構想」とに二分し、前者を批判して後者を擁護する。後半部(6-10章)は、人権の自然本性的構想において、「自律」ないし規範的主体性だけで足りるとする既存の理論を批判し、「自律」に加えて「平等」の理念が不可欠であることを論証し、民主主義や開発援助構想の諸問題にも言及する。

まず論文の概略を説明する。第1章では、現代社会において人権の言語が影響力を増してきたことに言及されたあと、人権を権利一般から区別する要件が述べられる。ついで第2章では社会哲学の代表的理論家ジョン・ロールズが主著である『正義論』において慎重に人権概念の使用を避けるとともに、国際的な舞台でのみ特殊な機能を果たすものとして位置づけたことの問題性を検討する。つまり人権概念が抑圧的な国家への干渉を正当化するかどうかという主権制約の問いと、人権の定義という本来別の規準で論じられるべき問いとが混同される危険がある点である。

ロールズの場合にも見られた、人権をその内在的な価値に言及するのではなく、国際社会において果たす政治的機能によって正当化する立場を、本論文は人権の「政治的構想」と呼ぶ。第3章では、「政治的構想」の代表的な理論家であるJ. ラズが検討される。ラズの議論も政治的構想に属するが、人権はその権利に関する義務を他者に課すことができ、また法的執行可能性がある場合に限り認められるとする点に特徴がある。本論文によれば、ラズの立場は人権のインフレーションを防ぐメリットはあるが、人権の存否を社会的な制度が存在するかどうかという偶然性に依拠させる点で望ましくないとされる。第4章ではその他の「政治的構想」にもとづく立場として、サンジョヴァンニの文脈感応的視点、ローティの道徳感情に基礎を置く立場、センの公共的推論によって部分優先順序を作り出す立場、さらに諸文明のあいだに人権を擁護するミニマムな同意が見つかるとする立場などが検討されるが、いずれも人権の基礎付けとしては不十分であるという結論に至る。

このようにして自然本性的構想が優位にあるとするのが本論文の主張であるが、第5章では自然本性的構想への批判として包括的なCh. ベイツの議論を取り上げ、これを詳細に検

討・批判する。ベイツの挙げる自然本性的構想の特徴は、実践独立性(社会の道徳的慣習や実定法に依存しない)、前制度性、全時空性、人間性依拠性の4点である。本論文はこの特徴づけ自体は肯定するとともに、ベイツがこれらの特徴について挙げる問題点を論駁していく。ベイツは現行の人権実践に合わないという理由で自然本性的構想が含む規範的秩序を否認する(実践独立性の批判)が、本論文では世界人権宣言をめぐる人権実践を自然本性的構想の否定とは見ることができなるとし、ベイツの解釈に反駁を加えている。ベイツによる全時空性への批判は、たとえば極端なケースでは石器時代に人権を求めるのは無意味だとするものだが、本論文はどんな時代でも要求される権利の内容をその時代に合わせて具体化することで適用可能だとする。前制度性、人間性依拠性に対するベイツの批判にも、自然本性的構想が擁護されるとしている。

第6章からは、自然本性的構想の積極的な展開が行われる。そのさいに依拠するのは、J. グリフィンの「一元的理論」である。グリフィンによる人権の基底価値についての議論は、ヨーロッパのルネサンス期から18世紀にかけて展開された「啓蒙的理念」を受け継ぎながら修正を加えたもので、自分の道を人生を通して自分で選び取り、他人によってコントロールされたり制止されたりしないこと、またそのような自律を可能にするミニマルな備えを有することである。このような意味での「規範的主体性」にもつばら人権の基礎を置く議論が「一元的理論」と呼ばれる。本論文はグリフィンの一元論的理論に対する既存の批判を、利益狭隘性異論、人権保持主体狭隘性異論、偏狭性異論に分けて詳細に検討する。その多くについてはグリフィンを擁護できるとしながら、グリフィンが人権の基底価値から「平等」を除いたのは適当でないとし、一元論でも多元論でもなく、「自由」(自律)と「平等」の二つの価値を基底とする「二元論的理論」を提唱する。

第7章では、二元論的理論の立場から社会経済的権利とくに福祉権を人権と捉えるべきことが主張され、それに否定的な既存の説が退けられる。また第8章では、デモクラシーへの権利が人権に含まれるかが論じられる。ここでは国内の権利保護が達成されず外部主体による介入の対象になる場合に限ってデモクラシーへの権利が人権と認められるとする、ベイツらの機能依拠的論証が退けられ、人権言説は国際的行為と無関係に機能を果たし得るとする立場が採られる。第9章では人権と国際的關係が主題化され、世界的な貧困に対する豊かな国の責任をどのように人権への違背として問うことができるかについて、P. シンガーとI. M. ヤングの主張が批判的に検討される。ヤングは、従来の法的責任モデルに対して、責任を構造的プロセスにおいて問う社会的連関モデルを提示しているが、本論文は責任の因果的追求の可能性を重視し、法的責任モデルに戻ることを主張している。また因果的追求を支持するT. ポッグやL. ウェーナーの議論が責任主体を国家に限っていることも問題であるとされ、人権違背に至るさまざまな回路を追跡し、人権を達成すべきことが説かれる。

第10章は、人権の哲学の視点から、現在提起されている諸々の開発援助構想の問題点を指摘する、いわば応用編である。開発援助構想として、ポスト開発思想、ビッグプッシュ

ユ型構想、社会実験にもとづくアプローチを紹介し、とくに社会実験アプローチに見られる RCT(ランダム化比較試験)の成果にもとづき援助プログラムを設計する立場を批判的に検討している。本論文は RCT の意義を否定するものではないが、これが万能視されると問題が大きいことが指摘され、社会実験アプローチと結びつきやすいリバタリアン・パターンリズムの考え方にも疑問が提示される。そして以上のようなトップダウン的アプローチに対して、個別性を重んじボトムアップ的な姿勢を持つ、サーチャー型構想が擁護されている。

本論文の積極的な意義は以下の点に見いだされる。まず、人権の哲学的基礎をめぐる現時点での議論を徹底的にサーヴェイするとともに、その諸理論の問題点を詳細に論じたことである。このような作業は、人権論への言及が増し、人権の基礎付けの検討が必要とされる現在にあって、きわめて重要な作業である。本論文は、現時点で可能なかぎり人権の基礎付けをめぐる言説を収集、読解、分析し、それらに対する精密な論理的検討を加えている。本論文のような包括的で徹底的な人権の基礎理論の検討は、世界的にみてもあまり例がない。とくに自然本性的構想を代表するグリフィンの理論に対する詳細な吟味は非常にレベルの高いものであり、さらにそれに対して「二元論的理論」を改良案として説得的に提起することができた成果は高く評価されるべきものと言える。

つぎに本論文の学際性、実践性が高い評価に値する。本論文は政治哲学を中心に、哲学、倫理学、国際関係論、経済思想などの広汎な学術的知識をもとに展開されている。人権理論として、憲法学や国際法学とはアプローチを異にする政治哲学的アプローチを採る研究であるが、これらの法学的研究への貢献も期待できる。また第10章で扱われた開発援助構想に対する政治哲学からの問題提起は、実践的に重要な意味をもつ可能性をはらんでいる。

このようにきわめて高い水準を持つ本論文であるが、いくつかの疑問点がないわけではない。ひとつは本論文の論証過程でしばしば用いられている思考実験のケースが、文脈的に十分適切で公平であるかについて、さらに検討して洗練する余地がある点である。もうひとつは本論文が擁護する自然本性的構想が、自然法論など特定の伝統的存在論に依拠せずにかんして可能であり、またそのような価値を認めない人々にどのように説得可能かという点である。もっとも後者はきわめて大きな問題であって、本論文に直接に答えを求めるのは過大な要求だともいえる。以上のような疑問は、本論文の高い価値を損なうものではない。

以上の理由から、当審査委員会は、本論文を博士(学術)の学位請求論文として合格と認めるものである。